○経済産業省環境省告示第十三号

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）第二条第四項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省環境省告示第八号（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

第一号の表東京電力株式会社の項中「0.000530」を「0.000531」に、同表アストモスエネルギー株式会社の項中「0.000189」を「0.000190」に、同表ＳＢパワー株式会社の項中「0.000258」を「0.000259」に、同表株式会社関電エネルギーソリューションの項中「0.000540」を「0.000541」に、同表ＪＬエナジー株式会社の項中「0.000552」を「0.000553」に、同表大和ハウス工業株式会社の項中「0.000518」を「0.000519」に、同表本田技研工業株式会社の項中「0.000579」を「0.000580」に改める。

○経済産業省環境省告示第十四号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第二十条の二の規定に基づき、平成二十一年経済産業省環境省告示第九号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

表東京電力株式会社の項中「0.000521」を「0.000522」に、同表アーバンエナジー株式会社の項中「0.000980」を「0.000981」に、同表ＳＢパワー株式会社の項中「0.000341」を「0.000342」に、同表株式会社関電エネルギーソリューションの項中「0.000527」を「0.000528」に、同表株式会社とんでんの項中「0.000478」を「0.000479」に、同表京葉瓦斯株式会社の項中「0.000477」を「0.000478」に、同表ＪＬエナジー株式会社の項中「0.000533」を「0.000534」に、同表ミサワホーム株式会社の項中「0.000300」を「0.000301」に改める。

○国土交通省告示第九百五十六号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第二項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表が改定された。

平成二十七年八月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

平二十七第五〇〇五号（一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（神戸市域交通圏）事案（平成二十七年六月三日国土交通省告示第六百九十四号））の項、期間の欄を次のように改める。

平成27年9月1日から平成30年8月31日まで

○国土交通省告示第九百五十七号

小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）第二十六条の規定に基づき、同規則第二十三条第三項第二号に規定する登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があったので、同規則第三十六条第二号の規定により公示する。

平成二十七年八月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

小型船造船業法施行規則第二十六条の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があった件

1　変更の届出に係る登録講習実施機関の名称　一般社団法人日本中小型造船工業会

2　変更に係る登録事項

代表者の氏名　東　徹

○国土交通省告示第九百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の一の項業務区域欄中「北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域」を「日本全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年二月十三日」を「五年間」に改め、同表の六の項業務区域欄中「青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域」を「日本全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十八年二月十五日」を「五年間」に改め、同表の七の項業務区域欄中「東京都、神奈川県、愛知県及び徳島県の全域」を「千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県の全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十七年六月一日」を「平成二十七年八月六日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年五月十七日」を「五年間」に改め、同表の十の項業務区域欄中「青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都及び神奈川県の全域」を「日本全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十七年六月一日」を「平成二十七年八月十八日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年三月十二日」を「五年間」に改め、別表に次のように加える。

十五	日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号	日本全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）	平成二十七年八月十八日から五年間

○国土交通省告示第九百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏